

## 子育てサポート企業として県内6件目となる「くるみんマーク」の認定

認定企業 株式会社 高知銀行 [所在地：高知市 業種：金融業]

### ○ 四国初となる1企業で3回目の認定

高知労働局（局長 櫻井恵治）では、次世代育成支援対策推進法（次世代法）を子育てサポート企業として認定（くるみんマーク認定）いたしました。高知銀行は、平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の期間で定めた一般事業主行動計画の目標及びその他認定要件を達成したことにより、高知県では 6 件目の認定、高知銀行としては平成 19 年、22 年の認定に続いて 3 回目のくるみんマークの認定となります。

高知銀行は次世代法の施行された平成 17 年以降、子育てサポート企業として従業員の仕事と家庭の両立支援に継続的な取組を行い、その成果を着実に上げてきた結果、四国初となる同一企業で 3 回目の認定となりました。



## 株式会社 高知銀行 の取組内容

### 1 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

### 2 行動計画の目標

計画期間内に男性従業員の 2 人以上が育児休業を取得すること。

〈対策〉 出生届提出時に男性従業員も育児休業が取得できることを説明する。

### 3 取組の結果

2人の男性従業員が育児休業を取得。

### 4 その他

- 所定外労働の削減のため、毎月2回の定時退行日について周知徹底  
(平成22年1月から継続的に実施)
- 育児休業中の従業員に対してオペレーション研修を希望者に実施
- 女性の育児休業取得率 91.7%
- 子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
  - こども金融・科学教室 (計画期間内に4回)
  - こどもサッカー教室 (計画期間内に2回)
- インターンシップ等の就業体験機会の提供
  - 地元の大学生およびUターン希望の大学生を対象に、職業意識の醸成を目的として、インターンシップを実施
  - 平成22年8月30日～9月3日
  - 平成23年9月5日～9月9日

## 株式会社 高知銀行の継続的な取組

株式会社高知銀行は、平成22年4月1日～平成24年3月31日の期間で、男性従業員の育児休業取得者を2名以上とする目標を策定し、出生届の提出時に男性も育児休業を取得できることを説明する等の対策によりその目標を達成しました。平成19年認定時に男性従業員の育児休業取得者1名かつ女性従業員の育児休業取得率70%以上の目標を達成、平成22年認定時に男性従業員の育児休業取得者1名かつ女性従業員の育児休業取得率80%以上の目標を達成しており、取組の成果が着実に上がっています。また、平成19年認定時の目標であるリフレッシュ休暇制度の取得促進についても周知徹底を図るなどの有給休暇取得の促進措置に引き続き取り組んでおり、平成22年からは定時退行日を月2回に拡充して所定外労働の削減にも取り組んでいます。さらに、こども金融・科学教室、こどもサッカー教室を開催するなど子ども・子育てに関する地域貢献活動を実施しており、インターンシップも毎年実施するなど、子育てサポート企業としての取組を引き続いて実施しています。

## 1回目

- 1 計画期間 平成17年4月1日～平成19年7月31日
- 2 行動計画の目標
  - (1) 計画期間内に、育児休業の取得促進を実施する  
具体的には、男性従業員：1人以上、女性従業員：取得率70%以上
  - (2) 年次有給休暇の取得促進を実施する
  - (3) 定時退行日の設定

## 2回目

- 1 計画期間 平成19年8月1日～平成22年3月31日
- 2 行動計画の目標
  - (1) 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上とする。
    - ① 男性従業員：計画期間内に1人以上取得すること
    - ② 女性従業員：取得率を80%以上とすること
  - (2) 定時退行日（毎月2回）を設定し、周知を行う。
  - (3) ① 地域において子供の健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子供・子育てに関する地域貢献活動を実施する。
    - ② 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を  
通じた雇入れ又は職業訓練を推進する。

## 3回目

- 1 計画期間 平成22年4月1日～平成24年3月31日
- 2 行動計画の目標
  - (1) 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上とする。
    - 男性従業員：計画期間内に2人以上取得すること